

少年法の「成人」年齢引き下げに改めて反対する会長声明

当会は、すでに2015年（平成27年）7月8日に少年法の「成人」年齢引き下げに反対する会長声明を発している。しかし、近時の法務省の法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（以下「法制審部会」という。）での議論の状況も踏まえ、改めて、年齢引き下げに反対する立場を表明する。

法制審部会においては、仮に少年法の適用年齢を18歳未満とした場合に取得する刑事政策的対応を含めた犯罪者処遇策が検討されており、それらを踏まえた上で少年法の適用年齢引き下げの是非が議論されている。

現行少年法は、18歳・19歳の者についても、いまだに心身の発達が十分でなく環境等の外部的条件の影響を受けやすく、その犯罪も深い悪性に根ざしたものではないことから、直ちに刑罰を科すのではなく、むしろ教育的な処遇を図ることが少年の更生に資するという考えに立脚し制定されている。そして、現行少年審判手続では、全件が家裁送致され、家庭裁判所調査官による調査がなされる。家庭裁判所調査官は、心理学や教育学、社会学等の人間関係諸科学を取得した者で、その知識・技能を活用し、少年や保護者との面談、学校・職場、被害者照会等によって、少年の生育歴や家族・交友関係や生活状況等の必要な事実を把握した上、それらを評価・分析して、審判の重要な資料となる少年調査票を作成している。さらには、これらの過程において、家庭裁判所調査官は、少年等に様々な教育的な働き掛けを行っており、少年の更生に対して重要かつ効果的な役割を担っている。このような現行少年法制が有効に機能している結果、近年、少年の検挙者数は減少の一途をたどっている。

こうした現状をふまえ、法制審部会では、家庭裁判所調査官の関与に代えて少年鑑別所等の調査調整機能を活用し、あるいは刑務所において少年院的な処遇を実施することを取り入れることなどを検討しているとされる。

しかしながら、少年鑑別所等の調査調整は、現在有効に機能している家庭裁判所

調査官の多方面にわたる関与に代わりうるものではない。また、刑務所は、主として懲罰として刑務作業を課す機関であって、家庭裁判所調査官の関与のような専門的な処遇を集中的に行える環境にもない。

したがって、これらの代替的な制度によっては、現在有効に機能している現行少年法制に代えることはできず、現行少年法制の有効性が失われ、少年の更生に支障が生じることさえ懸念される。

他方で、国法上の統一等の理由から、民法等と同様、少年法の適用年齢も引き下げるべきとの意見も見られる。

しかし、法律の適用年齢については、それぞれの法律の趣旨や立法目的等を考慮されるべきであり、実際、我が国の法令の全てにおいて成人年齢が統一されているわけでもない。未成熟で判断能力が不十分な少年は、可塑性が高いことからこれを保護処分の対象として少年の更生・社会復帰を図るという現行少年法の趣旨からすれば、少年法の適用年齢を引き下げる必要性はまったく存しないものである。

以上のとおり、当会は、改めて、少年法における「成人」年齢引き下げに強く反対するものである。

平成31年4月5日

茨城県弁護士会

会 長 根 本 信 義